

令和6年10月3日

各部・各課等の長 様

武豊町長 羽山 芳輝

令和7年度予算編成方針について

世界経済は、一部の地域において足踏みがみられるものの持ち直しており、先行きについても持ち直しが続くことが期待される。

我が国の経済においても、一部に足踏みが残るものの、景気は緩やかに回復しており、今後も緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。国際情勢の不確実性やエネルギー・資源制約の高まり等のリスク、物価上昇の影響には留意する必要がある。

本町では町税の大幅増収により、令和5年度から普通交付税の不交付団体となったが、増収要因が償却資産であるため恒久的ではなく、年々減少していくものと考えられる。

このような状況の下、令和7年度は、中長期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保しつつ、5年目を迎える第6次総合計画（計画年度 令和3～12年度）のまちの将来像「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向け、着実に各種施策へ取り組み、事業を進めていかなければならない。

特に、ゼロカーボンシティ宣言の趣旨を踏まえ、GX（グリーントランスフォーメーション）を具現化するため、地域との共生を前提に、再生可能エネルギー導入拡大の取組を積極的に進めていく。併せて、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化等を図っていくデジタル行財政改革の考え方を参考に、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していく。

また、種々の施策を進めていくに当たって、地方自治法に定められた地方公共団体の責務である「住民の福祉の増進を図る」ことを念頭に置いておかなければならない。人の役に立つ、誰かのためにとという視点を中心に据え、そのことを若手も中堅もベテランも今一度強く認識する必要がある。その上で中長期的な未来を想像しながら、短期的な視点を持つことが重要だと考えている。

このことから、令和7年度予算については、国の制度変更や社会経済情勢の変化を的確に捉え、総合計画に掲げる施策をより一層の効率的な手法を採りつつ効果的に推進する。また、町制70周年記念事業で育んだまちへの愛着や誇り、人や地域の繋がりを大切にし、知行合一（知ることと行うことは、同じ心の良知から発する作用）にして積極的な予算編成を進めるものとする。

新たに石破新総裁が9月27日に誕生した。10月1日に臨時国会が開会され、新内閣が発足した。今後、各種の施策方針が示されてくると思われるので、国・県の動向を注視しながら「すべての町民の幸せ」を基軸として機動的かつ柔軟性をもちながらの予算編成とする。

昨年、大東建託のアンケート調査にて本町は、愛知県下69市区町村の中で、住み続けたいまちで、ベスト2となった。こうした背景を受け、令和7年度予算編成に当たっての思いを表す一文字は、武豊町が更に高く上がり羽を広げて飛ぶが如く、「翔^{しゅう}」とする。

限られた財源の中、各種施策・事業の展開に当たっては、目的や目標に対する成果を十分に検証した上で、必要性・有効性・緊急性を見定め、既存の事業については一層の効率化を目指し、コストの縮減を踏まえた予算を積極的に計上して頂きたい。

そして、「住みよいかから、住みたいまち」、「子どもの学び・育ちを応援するまち」、「みんなが元気に活動・活躍するまち」の具現化のため、「令和7年度武豊町予算編成方針」を、以下のように定める。

I. 総括事項

1 予算編成の背景

◎国の動向

- ・令和6年8月内閣府月例経済報告によると、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」等に基づき、物価上昇を上回る賃金上昇の実現や官民連携投資による社会課題解決と生産性向上に取り組む。
- ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を迅速かつ着実に執行する。また、足元の物価動向の中、年金生活世帯や中小企業にとっては厳しい状況が続いており、まずは、早急に着手可能で即効性のある対策を講じるなど、二段構えでの対応を行っていく。
- ・日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

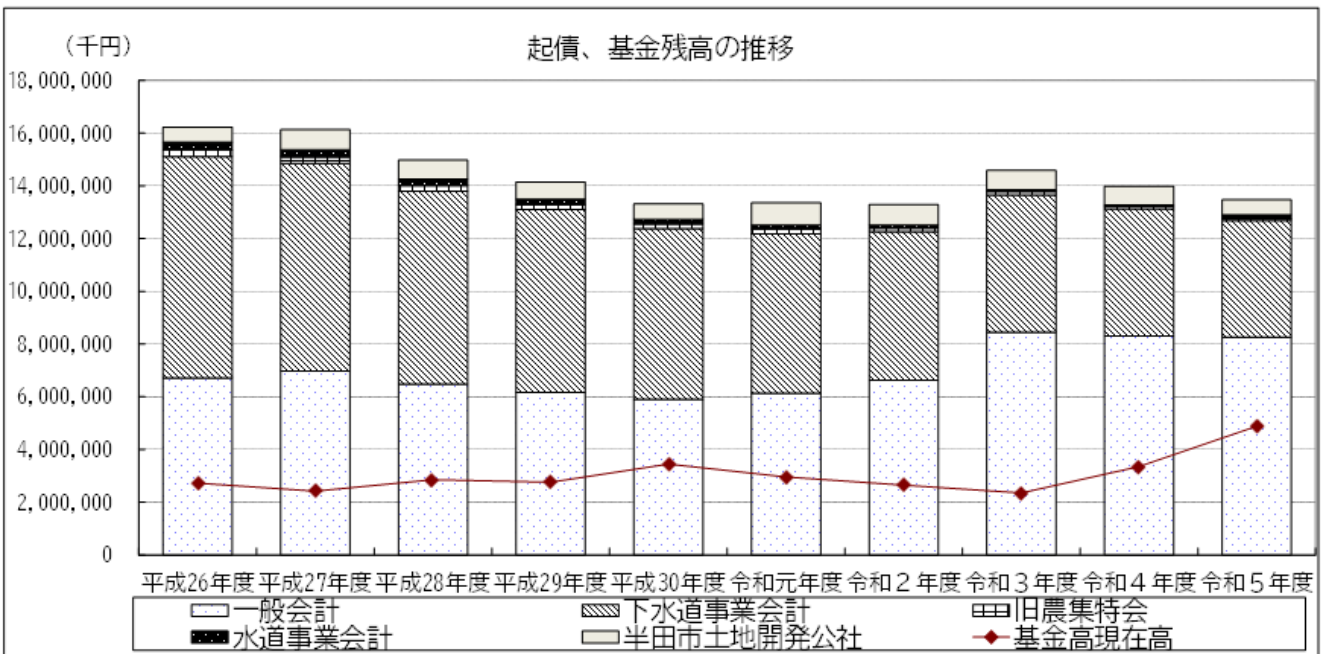
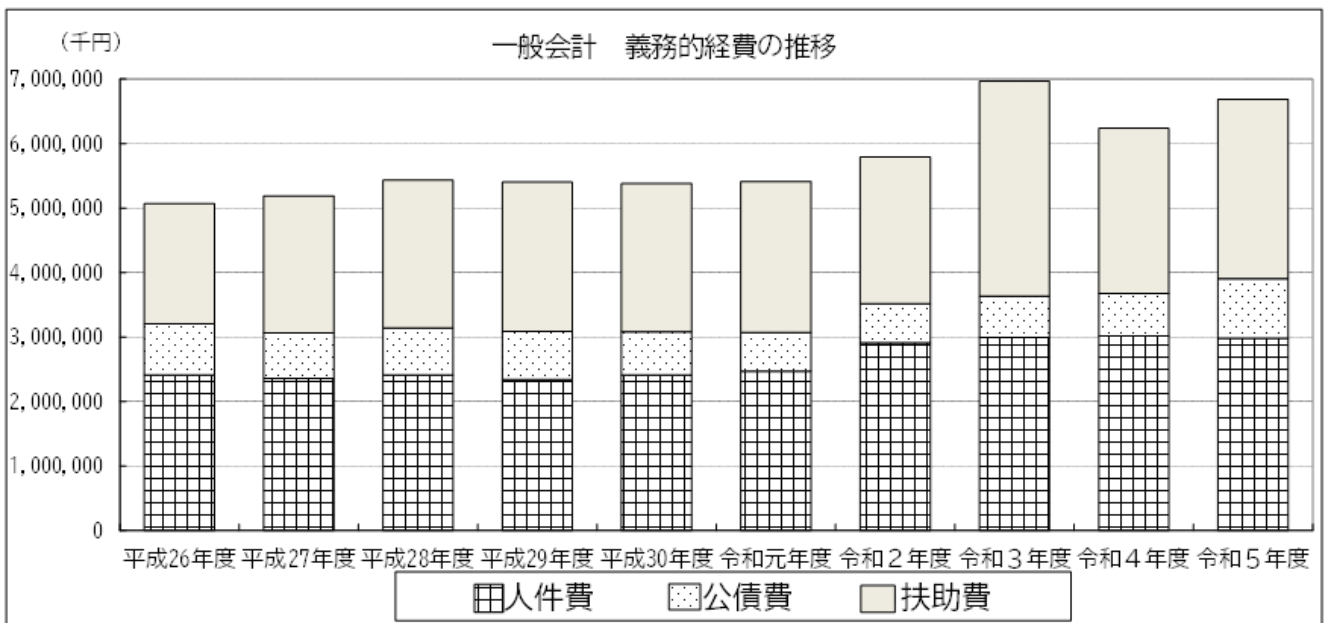
◎県の動向

- ・令和6年度は、愛知県の法人二税収入は好調な企業業績を反映し増収が見込まれるが、物価高の動向によっては、地方消費税など消費関連税目への影響が懸念される。今後の国内外の経済情勢等を注視し、県税収入を慎重に見極める必要がある。
- ・歳出面においては、令和7年にかけて団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることに加え、子ども・子育て支援の強化により、医療・介護・子育てなどの扶助費が大きく増加することが見込まれる。
- ・「住みやすさ日本一の愛知」、未来へ輝く「進化する愛知」をつくっていくための幅広い施策を推進しつつ、徹底した事務事業の見直しを行い、健全で持続可能な行財政基盤の確立を目指していくとしている。

◎本町の財政状況

- ・本町の財政状況は、令和5年度一般会計決算において、歳入面では、本町における歳入の根幹を成す町税が約118億円で、前年度決算額と比較して約36億1千万円の増となった。歳入全体に占める割合は63%と、本町歳入の根幹をなしている。
- ・一般財源である町税は、本町の各種施策の礎であり、これまで比較的恵まれた状況の下、独自サービスを展開してきた。
- ・令和5年度は令和4年度より税収は増加したものの、適債事業に充てた町債などにより事業が継続可能となっていることも十分認識する必要がある。

- ・起債の発行については将来の負担にならぬよう、収支の状況を見定めて、慎重に行わなければならない。
- ・令和6年度の普通交付税算定では、令和5年度から増加した固定資産税の影響により、基準財政収入額が基準財政需要額を16億円ほど上回る結果となったが、令和5年度と比較して基準財政収入額は約2.5億円減少している。
- ・一層の少子高齢化が進むことにより、社会保障関係費等の義務的経費が増加することは必至の状況であり、行政サービスの多様化、将来を見据えた大規模事業の推進、これまで先送りしてきた老朽化の進む公共施設の維持・更新など課題は山積しており、そのための財源確保を積極的に図っていく。



2 健全財政の確保

地方公共団体は、住民から徴収した税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について、住民に対する説明責任を有している。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、「健全化判断比率」として4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が示され、これが従来の再建団体である「再生団体」や「財政健全化団体」の新たな指定ラインとなった。また、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、公営企業や一部事務組合などの関連団体を含む、連結財務諸表の作成及び公表が義務付けられた。地方財政の状況が極めて厳しい中で、住民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、財政状況について積極的に情報を開示することは必要であり、健全な行財政運営を進める上で、住民に対する説明責任を果たすことは極めて重要である。

行政は、一時の空白もあってはならず、持続可能な安定した行政運営が基本となる。このため「第7次行革プラン」に基づき、より満足度の高い住民サービスを提供するため、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、あらゆる補助事業の検証など財源の確保に努めることとする。

3 予算編成の基本方針

(1) 予算は行政運営の設計書

予算は行政運営の設計書であり、町民の税金に付加価値をつけて行政サービスとして還元する意識を持つこと。また、各事務事業の目的を、その財源とともに内容を厳密に把握し、効率かつ効果的に達成できるよう配慮すること。また、単年度のみではなく、長期計画を見据えた予算となるよう努めること。

さらに、予算化にあっては、事業の必要性や事業効果を十分考慮し、必要な財源が確保できない場合には、事業内容を精査の上、縮小、廃止も含め検討すること。

なお、議会及び監査委員からの指摘事項についても、慎重に検討するとともに、職員一人ひとりが、予算編成の主体となって課題に取り組まれるよう期待する。

(2) 第6次総合計画の着実な推進

予算編成の基本となるのは言うまでもなく、第6次武豊町総合計画（スマイルビジョン TAKETOYO）である。まちの将来像である「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現にむけ、環境保全や少子高齢化対策などの諸問題に積極的に取り組みつつ、安全・安心、快適な武豊町らしいまちづくりを進めるため、総合計画に掲げる9つのまちづくりの目標、3つの重点施策方針、23の取組分野別計画に基づき、計画に定める事業の着実な推進を図ることとする。

(3) 個別計画の着実な推進

第6次武豊町総合計画に掲げられている各種個別計画を、現下の社会経済情勢等に鑑み、着実に推進すること。

第7次行革プラン、保育園等基本方針・整備計画、地域福祉計画、道路整備計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画など、計画的な推進を図ること。

(4) 実施計画を基本として

令和7～9年度の3か年の実施計画を基本に各施策の推進を図ることとする。実施計画は、施策の重要度や緊急度等の観点に基づく判断により選択された事業と、新規に必要と認められる事業を網羅したものであり、予算要求においては、本計画での決定内容に準拠することを基本とすること。

しかし、行政改革の精神の下、施策の効率、能率化につながるものがあれば、積極的に提案されたい。

(5) 第7次行革プランの推進

武豊町第7次行革プランは、今後の社会経済や地域環境の変化を予測する中で、中長期的な視点に立ち、限られた財源を効果的に活用し、より良い住民サービスの提供を図ることを目的に、住んでみたい、住んでよかったまちづくりを進めるものであり、具体的には①住民サービスの向上、②業務の効率化・適正化、③持続可能な行政運営、の3つを基本目標としている。取組項目ごとに設定した行動計画（アクションプラン）に掲げた到達目標を着実に達成されるよう予算に反映すること。

(6) 日頃からあるべき予算の考察を

より良い予算編成をするための取組は、予算編成の時期に限るものではない。住民サービスの向上を大前提に、事務の合理化や経済性を念頭に置きつつ、常日頃からあらゆる事業の再検証を行い、スクラップ・アンド・ビルドを基本に事務を見直す姿勢を持ち、時代に即した施策を実施する予算について考察をしていかなければならない。そして、国・県の動向に注視し、常に情報収集に努めること。

また、町の恒久的な土地利用に関わる大きな課題についても、財政状況を考慮しつつも、委縮することなく、計画的に夢のあるまちづくりに向けて、今から適切に対応していく必要がある。

なお、議会や地元区からの要望、保育園、小中学校巡回による要望、提言などを真摯に捉え、実現の可能性、代替案の検討などベストな選択の下、要望に積極的に沿った対応を心がけること。また、長年の懸案事項などは、関係機関から進捗状況を確認し、早期実現に努めること。

(7) 地域社会のつながりを意識して

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、徐々に地域においても日常が取り戻されつつあることから、絆予算としては令和6年度で一段落とする。しかしながら、地域社会のつながりが重要なことに変わりはない。これまでの絆予算の精神を残したまま、コミュニティやコミュニケーションを大切に、これらを意識した予算編成に心掛けること。

4 特別会計・事業会計

令和6年度の特別会計・事業会計は下記のとおりとし、それぞれの設置目的に沿った事業推進のための予算を編成する。

なお、水道事業、下水道事業においては、経営の安定化を考慮した予算編成とすること。

- ① 国民健康保険事業特別会計
- ② 後期高齢者医療特別会計
- ③ 介護保険事業特別会計
- ④ 水道事業会計
- ⑤ 下水道事業会計

II 令和7年度の主要な施策等

以上の状況を踏まえた上で、令和7年度予算において対応すべき施策を総合計画に掲げる9つの「まちづくりの目標」に沿ってまとめると、次のとおりである。

1 定住先として選択されるまち

町の将来を担う若い世代を中心に定住先として選択されるまちを目指し、豊かな自然環境と立地・交通条件に恵まれた町の特性を活かし、都市基盤の着実な整備と良質な住環境の確保を図る。

- ① 武豊中央公園南側の公共機能集積エリアにおいて、公共施設基本計画の策定を進め、併せてにぎわい創出エリアのまちづくりについても検討を行う。
- ② 知多武豊駅東土地区画整理事業等を推進し、駅周辺の魅力を高めるとともに、散策路整備計画に基づきウォーカブルなまちづくりを進める。
- ③ 幹線道路に関係した生活道路、通学路の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行い、安全な町づくりに努める。
- ④ 地域公共交通計画に基づき、地域公共交通の利便性向上を図る。
- ⑤ 水道事業ビジョン、下水道事業経営戦略に基づき、安全で安心な水道水の供給及び水道・下水道事業の健全な経営の維持に努める。

2 安心して子どもを産み育てることができるまち

子育て世帯に対する様々な支援の充実と子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進する。

- ① こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な支援が行える体制を構築する。
- ② 安心して出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実を図るとともに、子育て家庭を支援する。
- ③ 令和6年度に改定する武豊町こども計画に基づき、各種事業の推進を図る。
- ④ 児童クラブの利用ニーズ及び需要増に対応するため、民間資源への支援を含め、運営体制等の充実を図る。
- ⑤ 私立認定こども園・私立認可保育所等との連携、協力により保育環境の充実を図る。
- ⑥ 新婚新生活支援の充実を図り、少子化対策を強化する。

3 楽しく学び、いきいきとした生活ができるまち

子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って活躍できるまちを目指し、学校教育・生涯学習・スポーツ・文化芸術分野において、環境づくりを進める。

- ① 学校施設長寿命化計画に基づき、町内小中学校の施設営繕工事を推進し、児童・生徒の教育環境の充実を図る。
- ② 児童生徒へ安全・安心な給食を提供するために、学校給食センター建替事業の推進を図る。
- ③ 生徒の不登校・不適応対策として、いきいきスクール推進事業を継続し、スクールサポーター及びスクールソーシャルワーカーを適切に配置する。
- ④ 地域と一体となって特色のある学校づくりを推進するコミュニティ・スクールを拡充するとともに、統括コーディネーターを配置することにより充実を図る。
- ⑤ 指定文化財の保護・保存・活用を図るとともに、愛知県湿地サミットを開催する。
- ⑥ スポーツ基本法に基づくスポーツ推進計画を策定し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

4 人と人がつながり、互いに支え合い、健康で安心して暮らせるまち

健康づくり事業や医療・介護体制の充実を図るとともに、性別、年齢、国籍等に関わらず、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。

- ① 「地域福祉計画」に基づく、総合的な地域福祉の推進に努める。
- ② 高齢化の進行に対応するため、各種の健康づくり事業や保健・介護予防事業を継続する。
- ③ 子ども医療扶助費の対象者拡大を継続し、障がい者、母子家庭等に対する医療費助成を継続する。
- ④ 介護予防活動の取組の一つである、憩いのサロン事業の推進に努める。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。
- ⑥ 高齢者が健康を保持し、生きがいを持ち、その経験と技術を地域社会に活用するため、シルバー人材センターの活動を支援する。
- ⑦ 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、障がい者施策の推進及び障がい者団体に対する支援に努める。
- ⑧ 複雑化・複合化した福祉課題に対応する重層的支援体制整備事業の推進を図る。
- ⑨ あおぞら園を児童発達支援センター化し、障がいのある子どもとその家族に対する地域の中核的な支援施設としての体制を整える。

5 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち

自然災害に対する防災対策を推進するとともに、防犯・交通安全意識を高め、防災・防犯・消防・交通安全施策の拡充を図る。

- ① 令和6年に発生した能登半島や日向灘における地震の影響を注視しつつ、過去の震災からの教訓を踏まえ、「地域防災計画」に基づき総合的な地震・防災対策の推進に努める。
- ② 建築年が昭和56年以前の民間住宅の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。
- ③ 地域防災力の強化のため、各地区自主防災会に対して、防災訓練や防災資機材、備品の購入に要する経費の補助を行う。
- ④ 下水道へ接続可能な地区別避難所へマンホールトイレを整備し、災害時において迅速にトイレ機能を確保する。
- ⑤ 令和6年度にリニューアルした公式LINEの積極的活用など、災害時における情報通信機能を充実させ、すべての人が必要な情報を正確に伝えるための仕組みづくりと情報入手手段の普及を進める。
- ⑥ 災害発生時に迅速かつ正確な罹災証明事務を行うための体制を整える。
- ⑦ 避難行動要支援者に対する避難支援のため、個別避難計画の作成を進める。
- ⑧ 防犯カメラの整備や地域団体等に対する設置補助を継続し、地域の防犯体制強化に努める。
- ⑨ 交通事故を未然に防ぐため、交通安全施設整備工事を計画的に進める。

6 産業が持続・発展する活力のあるまち

既存産業の集積や多様な地域資源を活用して、既存産業の振興や新たな産業の創出を推進するとともに、伝統産業や歴史、文化などの「まちの資源」を効果的に発信し、にぎやかで活気あふれるまちづくりを進める。

- ① 農業、商業、工業のバランスある発展は、第1次総合計画から引き継がれている課題である。このため、農・商・工、勤労者、そして行政が一丸となり、情報の共有化を図りつつ、さらなる地域活性化策の模索をしていく。
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の取組を推進し、農地の利用集積や新規就農者の育成に努め農業振興を図る。

- ③ 観光交流拠点の一つとして位置づけられている地域交流センターを活用し、地場産業品等の PR や観光資源の魅力の発信、更には各種イベント開催により、住民の賑わいづくりを目指す。
- ④ 観光協会や商工会等との連携の下、豆みそ・たまりなどの発酵食文化を始めとしたまちの魅力を全国に向けて情報発信し、知名度の向上と地域資源の観光化・ブランド化を図る。

7 環境にやさしいまち

豊かな自然環境の保全とごみの減量化・省資源化による循環型社会の定着により環境にやさしいまちづくりを推進する。

- ① 環境マネジメントの取組で得たノウハウを活用し、全町レベルでの環境保全活動を推進する。
- ② 循環型社会の構築に向けて、資源有効利用の推進を図るとともに、ごみの減量施策を進める。また、武豊町リサイクルセンター（仮称）を整備するとともに資源循環意識の高揚を図る。
- ③ 2050年ゼロカーボンシティの実現を目指し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく取組を進める。
- ④ 公共施設更新時等の太陽光発電施設の導入や公用車更新時に電気自動車や低燃費車の導入に努める等、温室効果ガスの削減を推進する。また、照明設備のLED化については、リース方式を含め検討すること。
- ⑤ 町内一斉クリーン運動、水辺クリーンアップ大作戦など、住民主体の環境美化活動を支援する。
- ⑥ 有機農業への取組に対する支援に努める。

8 多様な主体が連携・協働するまち

地域の課題の発見と解決に向けて、協働のまちづくりの担い手を育成するとともに新たな協働の関係構築を図る。

- ① まちづくりに対する提案型協働事業を募集し、地域の自主活動等を支援することで、まちづくりへの参加機会を増やし、「協働のまちづくり」を推進する。
- ② 地域の中心となってまちづくりに携わる人材の発掘・育成を推進する。
- ③ 多文化共生施策として、行政情報の多言語対応を推進するとともに、外国人住民にやさしい行政サービスを推進する。
- ④ ホームページ、広報紙及び SNS 等を活用し、まちの魅力発信を図る。
- ⑤ 各区が行う地域住民交流を促す事業への交付金等、地域における活動を支援し、地域力の強化を図る。
- ⑥ 町マスコットキャラクター「みそたろう」の知名度向上のため、啓発の施策を推進する。
- ⑦ ふるさと納税について、まちの魅力の PR となるよう施策を推進する。

9 効率的で効果的な行政運営のまち

行財政改革を着実に進め、効率的な行政運営を進めるとともに、限られた財源の中で効果的な行政サービスの提供を図る。

- ① 実施計画をふまえた事務事業の継続的改善、並びに施策の選択と集中による行財政運営の効率化を図る。
- ② 第7次行革プランに基づき、アクションプランで定めた目標の達成に向け、取組を進める。

- ③ 利用者起点かつ職員負担軽減に資するDXの推進により業務のデジタル化・効率化を図る。
- ④ 住民サービスの向上及び行政の効率化を目指し、基幹業務システムの標準化を行う。
- ⑤ 公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点に立って計画的な管理運営を図る。
- ⑥ 住民の利便性を高める、きめ細かな行政サービスの提供に努める。